



お客様各位

長尺物・重量物・段積み不適合貨物についてのお知らせ

平素より弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社混載海上輸送サービスをご利用いただくにあたり、貨物形状や梱包状態により別途追加料金の必要や混載貨物としてお引き受けが出来ない場合がございますので下記の通りご案内いたします。

①長尺貨物

平均的な20フィートコンテナの内寸は、長さ:約550CM、幅:約225CM、高さ:約224CM となっており、長さにおいて550CMを超える貨物を船積みする場合、40フィートコンテナが必要になることがあります。弊社集荷状況により40フィートコンテナを使用しないこともありますので、長尺貨物の船積みをご希望の際は必ず弊社国際輸送部担当者へ事前にご確認願います。
なお、追加料金は集荷状況により異なりますこと、ご了承願います。

②重量貨物

荷受け倉庫、及び仕向け地倉庫におけるフォークリフト等作業機材の関係上、一定の重量を越える貨物を船積みご希望の際は事前にご相談ください。
重量・貨物形状により特別な機材が必要な場合、別途追加費用の発生、または取り扱い不可のことがあります。

③段積み不適合貨物

コンテナに混載する貨物は、基本的に段積み可能であることが前提となっております。
貨物とコンテナ天井部に十分なスペースがあるにもかかわらず、貨物上部が平面でない場合、梱包強度が十分でなく段積みできない場合、およびシッパー様ご希望により段積み不可の場合は別途追加料金の対象となります。また、貨物上部だけでなく側面に突起や凹凸などがある場合についても同様の扱いとなります。

弊社では、お客様からお預かりした商品を安全にお届けすることに万全を期しております。

不慮の事故を防ぐためにも、輸出混載サービスをご利用いただく際は、最低限の耐航性を有する梱包(航海・段積みに十分耐えうる梱包)を施していただきますようお願いいたします。

梱包に関しましては、貴社貨物のみならず、混載される他社様貨物への影響も考慮した内容である旨ご認識ください。

内容につきご不明な点がございましたら、遠慮なく各支店へお尋ねください。